

1. 目的

この要領は、北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）の受託候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めるものである。

2. 審査対象者

審査は、次の事項をすべて満たす者を対象に行なう。

- (1) 別紙「北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な全ての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3. 審査方法

- (1) 審査は本市職員及び外部学識経験者で構成する、北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）公募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）により構成される審査委員会で行う。
- (2) 審査にあたっては企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (3) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が 2 者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員の投票により 1 者を選定する。
- (4) 受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を受託候補者として選定する。
- (5) プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 10 分程度、質疑応答 10 分程度」とする。

4. 審査基準

審査基準は、次の事項を基本とする。

- (1) 企画提案書
事業目的、趣旨を理解し、業務仕様書との整合性が取れているか
- (2) 業務実施体制
 - ① 本業務を実施するにあたり、安全管理体制、代替要員を含めた運転手の確保、車両の整備状況は十分か
 - ② 見積金額は提案された企画内容に対し適切なものであるか
- (3) 学校及び児童生徒への対応
突発的事象等に対し、適切な対応を取ることができるか

5. 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- （1）最低基準点は、総得点の満点の6割とする。
- （2）最低基準点を下回る企画提案事業者については、受託候補者としない。